

第2期政務官タスクフォースの概要・成果

検討の背景

特別支援教育へのニーズや認識の高まりから、特別支援教育を受ける子供が増加しており、教育環境等で様々な問題が生じている。障害の有無に関わらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進することを目的として、鰐淵文部科学大臣政務官を座長とする「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を文部科学省内に設置。

(検討体制)

主査：鰐淵文部科学大臣政務官 副主査：初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画・防災部長
本部員：大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官、
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、
初等中等教育局財務課長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、初等中等教育局特別支援教育課長

開催実績

主に3つの検討事項（**(1) 高等学校段階における障害のある生徒への支援、(2) 病気療養児への教育支援、(3) 特別支援学校の施設整備**）について、有識者との意見交換を含む会議（3回）と学校視察（1箇所）等を行い検討を進め、次頁以降の成果をあげた。

第6回（令和4年3月31日）

- 高等学校段階における障害のある生徒への支援及び病気療養児への教育支援の現状について
- 特別支援学校の教室不足の現状及びWGの設置について
- 今後のスケジュールについて

視察（令和4年4月26日）

- 東京都立秋留台高等学校
（学び直しや高校通級の観点）

特別支援学校の施設整備に関するWG

- 第1回（令和4年4月27日） 第2回（令和4年5月18日）
- 第3回（令和4年5月30日）
- 都道府県ヒアリングの経過報告について

第7回（令和4年5月20日）

- オンラインヒアリング及び質疑応答
 - ・千葉県立仁戸名特別支援学校
（病気療養児のICTを活用した支援）
 - ・鳥取県教育委員会（出身中学と高等学校との情報共有）
 - ・群馬県教育委員会（通級の効果的・効率的な実施形態）
- 事務局説明（視察報告、高校通級、病気療養児の教育支援）
- 特別支援学校の施設整備に関するWGにおける議論の報告

第8回（令和4年5月31日）

- とりまとめに向けた議論

高校通級・多様な生徒を受け入れる高等学校への支援

【経緯・現状】

- ◆ 高等学校は、入学者選抜の存在や通信制や定時制といった制度の多様性など、義務教育段階とは異なる面があるが、特別支援教育を受ける生徒の数は年々増加。
- ◆ 平成30年度に制度化された高校通級については、令和元年度の調査で、通級が必要と判断された生徒2,485人のうち、1,085人は学校の指導体制が取れなかったために通級指導が受けられなかったことが明らかとなっており、こうした点は参議院決算委員会からの措置要求決議も出されている。
- ◆ また、令和3年度学校基本調査によれば、中学校等の特別支援学級を卒業し、高等学校等に進学する生徒は14,765名となっている。発達障害を要因とする不登校の生徒が通信制高等学校に多く在籍している可能性も考えられる。
- ◆ こうしたことや高等学校における通級指導教室の制度化から5年を経過することも踏まえ、高等学校において、障害を含めた多様な生徒を受け入れるための支援を充実させる方策を検討する必要がある。

【今後取り組むべき内容】

- ◆ 高校通級については、義務教育段階の通級による指導との関係等にも留意しつつ、支援スタッフも含めた指導の実態等を把握した上で、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置等の在り方の検討を進める必要がある。同時に、出身中学校から積極的に高等学校へ情報を引き継ぐことにより潜在的対象者を把握するといった好事例や、通級担当教職員の効果的・効率的な実施形態、配置方法等の検討・横展開も図るべきである。
- ◆ 多様な生徒を受け入れる高等学校への支援については、生徒の「学び直し」に関する各都道府県等の取組に関する調査研究等を実施するべきである。また、生徒が持つ特性等の多様化に対応する進路指導やキャリア教育の充実に向けた検討も行うべきである。

実態調査の実施・オンデマンド型の授業の検討

【経緯・現状】

- ◆ 平成30年度に行った実態調査において、学習指導等の支援を受けていない病気療養児が一定程度存在することや、ICTの活用状況が2%程度に留まることが確認された。
- ◆ 当該調査の後に行われた、ICTを活用した同時双方向型授業配信に関する制度改正等や、GIGAスクール構想に基づく端末整備の本格実施も踏まえ、病気療養児の学びの現状や制度的な課題を改めて把握し、支援策を検討する必要がある。
- ◆ また、病気療養児については同時双方向型授業配信によって出席扱いにできることとしているが、時々の病状により教育機会の保障として不十分な可能性もあることや、不登校児との制度との整合性に留意が必要。

【今後取り組むべき内容】

- ◆ 今後、病気療養児の学びの場の把握や、ハード・ソフト両面からの課題の洗い出し等を図るため、実態把握のための調査を改めて実施する必要がある。
- ◆ また、時々の病状により、同時双方向型授業配信のみでは教育機会の保障として十分でない可能性も踏まえ、ICTを活用した授業の出席扱いに関する通知の取扱いの見直しに取り組んだ上で、より効果的なオンデマンド型の授業に係る調査研究を実施するべきである。

特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組

【経緯・現状】

- ◆ 令和3年9月に特別支援学校設置基準が公布され、施設等に係る規定が令和5年4月から施行されるが、令和3年10月現在の校舎必要面積の充足率は7割程度である。
- ◆ また、令和3年10月現在の特別支援学校の教室不足数は3,740であり、そのうち令和6年度までの集中取組期間に解消する見込みが969である。引き続き、全国的に教室不足が残る予定であり、解消に向けた取組を加速する必要がある。
- ◆ こうした中、各都道府県の教室不足解消に向けた取組状況をフォローアップを行い、好事例の収集に努めているところである。
- ◆ また、令和4年3月に、これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方についての調査研究の中で、教室不足への対応にかかる留意事項を全国の学校設置者に示した。

【今後取り組むべき内容】

- ◆ 47都道府県へのフォローアップを着実に進め、把握した好事例の横展開に努めるとともに、更なる支援の在り方について検討を行う。

検討の背景

特別支援教育へのニーズや認識の高まりから、特別支援教育を受ける子供が増加しており、教育環境等で様々な問題が生じている。障害の有無に関わらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進することを目的として、鰐淵文部科学大臣政務官を座長とする「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を文部科学省内に設置。

(検討体制)

主査：鰐淵文部科学大臣政務官 副主査：初等中等教育局長、
本部員：大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、
総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局財務課長、初等中等教育局特別支援教育課長)

開催実績

主に3つの検討事項（**(1) 障害のある子供の学びの場の在り方**、**(2) 特別支援教育の環境整備**、**(3) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上**）について、有識者との意見交換を含む会議（5回）と学校視察（2箇所）等を行い検討を進め、次頁以降の成果をあげた。

第1回（令和2年12月11日）

- ・各検討事項の状況と今後のスケジュールの確認
- ・特別支援教育の環境整備について

視察（令和2年12月18日）

- ・東京都立調布特別支援学校
（主に特別支援学校設置基準の観点）

第2回（令和3年2月10日）

- ・教育支援資料の改訂方針について
- ・特別支援学校設置基準（案）について

第3回（令和3年3月29日）

- ・特別支援学校設置基準（案）について
- ・教育支援資料の改訂方針について

障害のある子供の教育支援の手引に関する有識者との意見交換 （令和3年6月3日）

- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
新宿区立花園小学校・幼稚園
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
東京都調布市立飛田給小学校

ほか

第4回（令和3年6月10日）

- ・特別支援学校設置基準について（報告）
- ・障害のある子供の教育支援の手引について
- ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等について

第5回（令和3年9月30日）

これまでの議論の整理について

- ・特別支援学校設置基準について（報告）
- ・障害のある子供の教育支援の手引について
- ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等について

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - ・障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの
～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応


1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール
 令和3年9月24日 公布
 令和4年4月 1日 施行
 令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

➤ 今後、本設置基準の周知徹底等により、特別支援学校における教育環境の更なる改善を図る。

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) その他関連事項

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール（予定）

10月	第1回会議開催 ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告案 ②教職課程コアカリキュラム（素案）の検討状況 第7回会議開催 ①報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム案の策定
6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

➤ 教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、教職課程コアカリキュラムの策定や、特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上を図る。（報告書概要は次頁）

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



養成段階



初任者～10年目



中堅（10年目～）



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④研修（校外）による専門性向上

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。